

## 倫 理 規 程

### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人育て上げネット（以下、「法人」という。）及びその呼称、雇用関係の有無を問わず法人の展開する活動に携わるすべての者（以下、職員という）が、法人の目的とする価値の実現のために遵守すべき行動の規範、基準について定める。

### (組織の使命及び社会的責任)

第2条 法人及び職員は、定款第3条に掲げる目的の社会的意義と、法人の活動が負う責務の重要性を認識し、社会からの期待に相応しい事業運営を行わねばならない。

### (基本的人権の尊重)

第3条 法人は、職員の基本的人権を尊重するとともに、人種、国籍、皮膚の色、宗教、思想信条、社会的身分、門地、性別、性的指向、障がいの有無などその他業務遂行と関係のない理由による職員の処遇の差別は一切行わない。

### (個性と能力を活かせる職場の形成)

第4条 法人は、職員一人ひとりが個性と意欲と能力を最大限に發揮できる職場作りに努めなければならない。

### (行動の原則)

第5条 法人及び職員は、活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動しなければならない。

### (反社会的勢力との関係)

第6条 法人及び職員は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与してはならない。

### (管理監督者の責務)

第7条 管理監督者は、本規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

### (私的利害の禁止)

第8条 職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的利害の追求に利用してはならない。

### (利益相反の禁止事項)

第9条 法人及び職員は、業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利害のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利害を与える行為をしてはならない。

2 法人及び職員は、業務を行うに当たり、当法人のその他関係者あるいは関係団体の活

動に携わる者に対し、特別の利益を与える行為をしてはならない。

3 法人及び職員は、その他すべての利益相反行為をしてはならない。

(利益相反の自己申告)

第10条 職員は、就任若しくは採用時またはその後において、法人との利益相反状態にある、若しくは新たになった場合、または利益相反が生じる可能性がある場合、利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

2 前項の自己申告については職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程によるものとする。

(情報開示及び説明責任)

第11条 法人は、事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 法人及び職員は、業務上取得した個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第13条 職員は、事業活動の遂行に関わる能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(安全・衛生対策)

第14条 法人は、利用者及び職員の安全と健康を確保するために、その管理する建築物・設備等について、可能な限り必要な安全・衛生対策を講じなければならない。

(環境問題への取り組み)

第15条 法人及び職員は、環境問題の重要性を認識し、資源の有効活用・資源のリサイクル・省エネルギーなどに積極的に取り組まねばならない。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、経営ボード会議の決議によって行い、理事会に報告する。

付則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

平成23年4月1日 改定

平成31年4月1日 改定

令和5年7月1日 改定